

第5回「統計データの二次利用促進に関する研究会」議事概要

1 日時 平成20年4月18日(金) 10:00~11:30

2 場所 総務省第2庁舎 6階 特別会議室

3 出席者 廣松座長、玄田委員、椿委員、山口委員

(オブザーバ) 総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、独立行政法人統計センター、日本銀行

4 議題

(1) 秘匿処理の審査について

(2) その他

5 議事の概要

議題 秘匿処理の審査について

山口委員より、資料に基づき、秘匿処理の考え方及び一橋大学において試行的提供を行っている就業構造基本調査及び全国消費実態調査を例とした秘匿処理のチェックリストについて説明が行われた。

主な意見等は次のとおり

(秘匿処理の考え方について)

- ・ 匿名データを作成しようとする調査が全数調査か標本調査かによって、秘匿処理の方法を分けて考える必要があるのではないか。(廣松座長)
- ・ 全数調査の匿名データの作成に当たっては、全てのデータを提供することはあり得ないので、抽出することになるが、その際、他の標本抽出調査と同じ抽出結果にならないよう、調査区単位ごとの抽出ではなく、完全にランダムに抽出する必要がある。(山口委員)
- ・ 金融機関がいろいろなデータベースを作っているが、売上高については金額ベースで有効数字3桁まで、地域情報は都道府県別にしないなど、秘匿処理が厳しくなっている。(椿委員)
- ・ 一橋大学における試行的提供を行う際の調査の選定については、匿名化が難しいとされる事業所調査ではなく、世帯調査のうちリサンプリングしてもデータが多く、地域区分を大まかにしても有効な結果が得られる大規模な標本調査を対象とした。(山口委員)
- ・ ある一部の調査だけが二次利用できるということでは利用者から不満が出ると思われる。匿名化できない調査はオーダーメイド集計で対応する等、何らかの形態で利用できるようにしてほしい。(山口委員)
- ・ どの項目が秘密の情報となるかは、時代によっても人によっても異なり、一般化するのは困難である。多くの人が秘密にしたいと感じている事項を秘密の情報とするのではないか。(山口委員)
- ・ 同じ項目を調査しても、階級値から選択させるのか、実数を記入してもらうのかによって、秘密の情報となるかどうかの考え方は異なる。(山口委員)
- ・ 研究者の分析結果により個人情報が漏洩した場合、調査そのものの信用を失う恐れがある。このため、利用条件を整理した上で、想定される事故や問題について、事前にリスク検証し

たということをチェックリストに盛り込んでおけば、問題が生じた場合、研究者の責任がはっきりするのではないか。(椿委員)

(チェックリストの位置づけについて)

- ・ 秘匿処理のチェックリストは、各府省が統計調査ごとに作成すべきではないかという意見もあるが、チェックリストの様式は共通として、内容は調査ごとに異なるものという整理でよいのではないか。(廣松座長)

(匿名化の方法について)

- ・ 匿名化の基準は、どのように決めたか説明がつくようにしておいた方がよい。(玄田委員)
- ・ 今回の匿名化の基準については、諸外国における基準を使用した。(山口委員)
- ・ 匿名化の基準は調査ごとに決めるのがよいのではないか。(廣松座長)
- ・ 匿名データの提供を制度としてスタートさせるためには試行錯誤が必要だが、匿名化の基準については、今回の資料の例がある程度の目安になるのではないか。(廣松座長)
- ・ 経常調査(労働力調査等)で匿名データを作成する場合の注意点としては、継続調査情報のような特殊な情報を秘匿し、調査実施から5年以上期間をあけるようにすればよいのではないか。(山口委員)
- ・ 秘密の情報は時代によっても感じ方が違うものであるが、新統計法が完全施行された際に各府省で匿名データ作成・提供の準備を整えておくために、一橋大学の試行的提供が最も参考になるのではないか。(廣松座長)
- ・ 少数の特定集団について、別の情報から特定される危険性がある場合は秘匿処理を行うという視点が必要ではないか。(厚生労働省)
- ・ チェックリストは標準的なものでよいが、制度の運用当初は安全性を重視した方がよい。(椿委員)
- ・ 複数のデータの利用申請を行っているかチェックしなければ、データをマッチングされる危険性をチェックできないのではないか。(玄田委員)
- ・ データリンケージによる分析は有効であるため、当初はリンケージについて制限したとしても、匿名データ作成のノウハウが蓄積できれば、後に制限を緩和できるようにしてもらいたい。(椿委員)

(その他)

- ・ チェックリストについて、各府省で構成する「統計データ利用促進ワーキンググループ」において位置付け等の議論を行っていただくことになっている。それを踏まえて、提供側の意見も取り入れた形で検討した上で研究会のまとめとしたい。また、統計委員会へも報告することとしたい。(廣松座長)
- ・ 秘匿の程度、二次利用の形態については、回を改めて議論することとしたい。(廣松座長)

次回の研究会は、5月16日に開催する予定。

(文責...総務省政策統括官(統計基準担当)付統計企画管理官室)